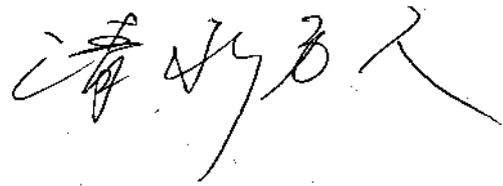


さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 久人' (Shimizu Hisahito), written in a cursive style.

さいたま市条例第28号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2（第4条—第9条関係） 1～62 [略] 63 北袋町1丁目地区地区整備計画区域							別表第2（第4条—第9条関係） 1～62 [略] 63 北袋町1丁目地区地区整備計画区域						
区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]							[略]						
B地区（北袋町1丁目地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(ニ)項第5号に規定するもの (3) 法別表第2(ニ)項第6号に規定するもの (4) [略] (5) 風営法第2条第1項第2号及び			2メートル・3.5メートル（建築物の外壁等の面は、北袋町1丁目地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、			B地区（北袋町1丁目地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物          (1) [略] (2) 風営法第2条第1項第2号及び			2メートル・3.5メートル（建築物の外壁等の面は、北袋町1丁目地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、		

	<p>第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>		<p>公共の用に供する<u>人工地盤</u>及び<u>公益上必要なもの</u>はこの限りでない。)</p>			<p>第3号に規定する営業を営む施設</p>		<p>公共の用に供する<u>人工地盤</u>は、この限りでない。)</p>		
[略]					[略]					
64～73 [略]					64～73 [略]					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。